

2026年3月9日

学生の皆さんへ

立命館大学

学生部長 小沢 道紀

学生部長(スポーツ振興担当) 上田 憲嗣

違法薬物に関する注意について

昨今、大学生が違法薬物(大麻、危険ドラッグなど)の所持・使用、またはその疑いを持たれる事件が相次いでいます。自分には関係ないと思っているかもしれませんが、「リラックス効果」・「集中力増強」・「ダイエット」などが期待されるとして、インターネット・SNS上、さらにはディスカウントストアなどでも、危険や違法性を感じさせない名称のもと、薬物摂取・薬物依存に繋がりがねない成分が含まれた製品が販売されている事が増えています。自らが望む望まないに関わらず、誰もが身近なところで誰もが薬物の危険にさらされています。

また、海外旅行・留学期間において「合法」として大麻吸引の勧誘を受けるなど、違法薬物を身近に感じたとされる事例も多く聞かれます。2023年12月には、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が成立し、2024年12月12日にその一部が施行されました。これにより、大麻(規定値を超える成分を含有するグミやリキッドを含む)の「使用」も法律で禁止され、罰則(7年以下の懲役)が科されることになりました。「合法」とされていた、あるいは規制の網をすり抜けていた薬物が違法(または規制対象)となった事例も数多く存在します。大麻や危険ドラッグなどの薬物使用は、生涯にわたり自身の健康を害するのみならず、犯罪の誘発、金銭トラブル、人からの信頼の喪失などに繋がりを、人生を棒に振ることにもなりかねません。また、大学からも厳しい懲戒が科せられるなど社会的制裁を受け、家族・友人・所属クラブ等をはじめ多くの人へ影響を及ぼす恐れがあります。

「合法」「安全」などの言葉、軽い気持ちや誤情報に左右されることなく、将来に悪影響を及ぼす可能性のあるものには、絶対に手を出さないことが重要です。

学生の皆さんには、従前より注意喚起を行っていますが、身近な人や場所で薬物について見聞きをした経験を持つ学生も増えています。今一度、薬物の危険性を理解した上で、自身の将来を守り、安心安全な学生生活を送るため、自覚と責任を持った節度ある行動を心掛けてください。

【参考リンク】

[TIPS～安全で快適な学生生活のために～2025](#) (P.14～P.15 違法薬物)

[薬物のこと大麻のこと誤解していると危険です!](#) (出典:厚生労働省)

【相談先】

困ったこと、違法薬物に関する情報を見聞きした場合は、大学窓口まで相談してください。

学生オフィス（衣笠）：075-465-8167 学生オフィス（BKC）：077-561-3917

学生オフィス（OIC）：072-665-2130 スポーツ強化オフィス：077-561-3977